

平成29年5月9日(火)
佐々木 さやか(公明)

参・法務委員会
対法務当局(民事局)

1問 どのような内容の合意をすれば、時効の完成を猶予する協議の合意と言えるのか、承認や催告との違いは何か、法務当局に問う。

(答)

1 改正法案の内容

改正法案においては、当事者間において権利についての協議を行う旨の合意が書面又は電磁的記録によりされた場合には、時効の完成が猶予される旨の規定を新設することとしているが(第151条)、ここでいう合意とは、問題とされている債権の存否や内容について協議を行うこと自体を合意することである。

2 承認・催告との違い

承認とは、時効の利益を受ける当事者が時効によって権利を喪失する者に対し、その権利の存在を認識している旨を表示することである。

これに対し、改正法案における協議の合意では、債務者側が権利の存在を認めていない場合であっても、その存否等について協議を行うことを合意していればよいという点で違いがある。

次に、催告とは、債務者に対して履行を請求する債権者の意思の通知であり、債権者の一方的行為である。

これに対し、改正法案における協議の合意においては、債権者と債務者の双方が合意することが必要であるという点で違いがある。

平成29年5月9日(火)
佐々木 さやか(公明)

参・法務委員会
対法務当局(民事局)

2問 協議の合意を完成猶予事由としたのはなぜか、催告とは別の効力を設けた趣旨は何か、法務当局に問う。

(答)

○ 現行法においては、当事者が権利をめぐる争いを解決するための協議を継続していても、時効の完成が迫ると、完成を阻止するためだけに訴訟の提起や調停の申立てなどの措置をとらざるを得ず、そのことが、当事者間で自発的で柔軟な紛争解決を図る上での障害となっているとの指摘がされている。そのため、このような協議を行っている期間中は、時効が完成しないように手当てをする必要があると考えられる。

また、現行法においても、催告は、時効の完成を猶予する効力を有するが、催告は、時効の完成間際にいて、裁判上の請求等の時効中断の措置を講ずるための準備期間を与えることを目的とするものであることから、6箇月という短期間に限って時効の完成を阻止するものとされており、協議期間がこれより長期間となることも少なくないという事情を踏まえれば、催告では時効が完成しないようにするための手当てとしては十分ではないと考えられる。

そこで、改正法案においては、当事者間において権利についての協議を行う旨の合意が書面又は電磁的記録によりされた場合には、時効の完成が猶予される旨の規定を新設することとし、かつ、その期間は最長で5年に及ぶこととしている(第151条)。

平成29年5月9日(火)
佐々木 さやか(公明)

参・法務委員会
対法務当局(民事局)

3問 協議の合意に再度の猶予を認めた趣旨は何か、法務当局に問う。

(答)

1 再度の合意による時効の完成猶予を認める理由

改正法案においては、協議を行う旨の合意による時効の完成猶予は、合意等から1年を経過した時に、終了することとしている(第151条第1項第1号及び第2号)。これは、時効の完成猶予の期間が不相當に長期化するといった弊害が生ずることを防止するため、通常であれば協議を終了させるのに十分な期間であると考えられる1年間を限度として時効の完成猶予を認めるものである。

もっとも、実際の事案の中には、その協議が1年を超えてされることもあり、その時効の完成猶予の期間を延長すべきケースもあるとの指摘がある。

また、改正法案においては、協議を行う旨の合意による時効の完成猶予は、当事者の一方が相手方に対して協議の続行を拒絶したときは、その拒絶の通知の時から6箇月を経過する時に終了することとしているが、拒絶をした者が翻意をし、改めて協議を再開したいということもあり得る。

2 改正法案

そこで、改正法案においては、このようなケースに対応するため、協議を行う旨の合意による時効の完成猶予中に再度協議を行う旨の合意があったときは、その合意の時点から時効の完成が更に猶予されることとしている(第151条第2項)。

平成29年5月9日(火)
佐々木 さやか(公明)

参・法務委員会
対法務当局(民事局)

4問 協議の合意について再度の猶予がなかったとすれば時効が完成すべき時から通じて5年を超えることができないとした理由は何か、法務当局に問う。

(答)

○ 1 5年間の制限を置いた理由

改正法案においては、協議を行う旨の合意による時効の完成猶予中に再度協議を行う旨の合意があったときは、その合意の時点から時効の完成が更に猶予されることとしている(第151条第2項本文)。

もとともに、時効制度には、長期間にわたり権利の存否に関して不確定な状態が継続することを防ぐという公益的な機能があるから、時効の完成猶予の効力の延長を私人である当事者に無制限に委ねることは妥当ではないといえる。

また、当事者間の協議が5年を経過してもなお調わない場合には、もはや協議による紛争解決の見込みは薄いと思われ、時効の完成を阻止するために訴えの提起や民事調停の申立てなど裁判所の利用を要求することとしたとしても、不当とはいえないと考えられる。

○ 2 改正法案の内容

そこで、改正法案においては、協議を行う旨の合意による時効の完成猶予中に再度協議を行う旨の合意があったときは、その合意の時点から時効の完成が更に猶予されることとする一方で、そのような時効の完成猶予の効力は、時効が本来完成すべき時から通算して5年を超えることができないとの制限を設けることとしている(第151条第2項)。

平成29年5月9日(火)
佐々木 さやか(公明)

参・法務委員会
対法務当局(民事局)

5問 協議の合意における書面の様式はどういったものか、メールやSNSでも協議の合意における電磁的記録の要件を満たすのか、また、どのようなやりとりがあれば書面による合意になるのか、黙示の合意との関係はどのようなものか、法務当局に問う。

(答)

1 改正の趣旨

権利・義務の当事者間において、何らかの協議が行われたり、あるいは、協議を行う合意があったというだけで、時効の完成が猶予されることとすると、事後的に、時効の完成猶予がされたか否か等をめぐる紛争が生じ、法律関係が不安定になるおそれがある。

そこで、改正法案においては、権利・義務の当事者間において、権利についての協議を行う旨の合意が、書面又は電磁的記録でされた場合に限って、時効の完成が猶予されることとしている(第151条)。

2 書面の様式

このような改正法案の趣旨からすると、ここでいう「書面」とは、当事者双方の意思の両方が表われているものでなければならないものと解される。

ただし、その様式自体には特段の制限はないから、当事者の署名や記名・押印が要求されるわけではない。また、当事者双方の意思が一通の書面に表わされている必要もない。

したがって、当事者間で協議を行うか否かについてのやりとりが行われている中で、一方の当事者が協議を行うことを申し入れる書面を交付し、他方の当事者がその申入れを受諾する書面を交付したケースでは、書面で協議の合意がされたと認められる。

3 黙示の合意との関係

もっとも、先ほども述べたとおり、権利についての協議を行う旨の合意は、書面でされた場合に限って、時効の完成が猶予されるものであるので、例えば、当事者間で何らかの交渉が行われるとともに、双方の意見を記載した書面が交換され、協議を行う旨の合意が默示的に行われている場合であっても、その合意が書面でされているとはいえないときには、時効の完成猶予の効力は生じないものと考えられる。

○ 4 メール・SNS

また、ここでいう「電磁的記録」も、書面による場合と同様に、当事者双方の意思の両方が表われているものでなければならぬものと解されるが、例えば、当事者の一方がメールやSNSを用いて協議の申入れをし、他方の当事者がメール又はSNSでそれに応ずる旨を返答すれば、「電磁的記録」による協議の合意があったものと扱われることになる。

平成29年5月9日(火)
佐々木 さやか(公明)

参・法務委員会
対法務当局(民事局)

6問 現在の契約書によく盛り込まれている、債権の存否に争いが生じたときは協議を行うといった協議条項や、裁判管轄条項は、協議の合意と認められるのか、法務当局に問う。

(答)

○ ご指摘のような条項にも様々なものが存在すると考えられる上、その条項を含む契約書がどのような経緯・状況で作成されたのかも多様な状況が想定され得る。したがって、ご指摘のような条項があった場合に、協議を行う旨の合意があったものと扱うことができるか否かについては、個別具体的な事情によって判断するほかなく、一概にお答えすることは困難である。

○ もっとも、協議を行う旨の合意に時効の完成猶予の効力を認めることとしているのは、債権の存否や内容について具体的に紛争が生じていることを前提に、その紛争の解決を協議で行うことについて合意をしたときに、その協議のための時間を確保させようというものであるから、紛争が生ずる以前の契約を締結する段階で、将来的に協議を行う旨の合意がされたとしても、その合意を完成猶予の効力を生ずる「協議を行う旨の合意」ということはできないと考えられる。

なお、御指摘の条項のうち裁判管轄条項については、飽くまでも裁判の管轄裁判所を定めるものにすぎないので、通常は協議を行う旨の合意があったと認めることはできないと考えられる。

平成29年5月9日(火)
佐々木 さやか(公明)

参・法務委員会
対法務当局(民事局)

7問 契約を締結した時点で協議についての合意をした場合など、事前にした合意は完成猶予の効力を有するのか、法務当局に問う。

(答)

1 事前の合意が成立することの例外性

先ほども述べたように、紛争が生ずる以前の契約を締結する段階で、あらかじめ将来的に協議を行う旨の合意がされたとしても、一般的には、協議を行う旨の合意があったと認められないと考えられる。

2 完成猶予の効力の期間

時効の完成前に協議の合意があったと認められることがあったとしても、協議を行う旨の合意によって時効の完成が猶予される期間は、①合意時から1年経過時、②合意において1年未満の協議期間を定めた場合はその期間の経過時、③協議の続行を拒絶する旨の書面等による通知の時から6箇月経過時のいずれか早い時点までとしている(第151条第1項)。

そのため、協議を行う旨の合意があっても、その合意があった時から1年以内に消滅時効の期間が経過するケースでなければ、時効の完成猶予の効力は意味を有しないといえる。

したがって、契約を締結した場合や、時効完成の相当前の時点で協議を行う旨の合意がされたとしても、そのような合意によって時効の完成が猶予されるという効果が発生することは通常ないものと考えられる。

平成29年5月9日(火)
佐々木 さやか(公明)

参・法務委員会
対法務当局(民事局)

8問 法定利率を3パーセントとし、かつ、変動金利としたのはなぜか、法務当局に問う。

(答)

1 利率を引き下げるとした理由

○ 現行法第404条は、その制定当時の市中における一般的な貸出金利を前提として、法定利率を年5パーセントとした(注1)が、その制定以来、約120年もの間、見直しがされていないため、昨今の超低金利の情勢の下では法定利率が市中金利を大きく上回る状態が続いている(注2)。

しかし、法定利率が市中金利を大きく上回っていると、債務者が支払うべき利息や遅延損害金の額が著しく多額となる一方で(注3)(注4)、損害賠償額を算定する際の中間利息の控除の場面では不当に賠償額が抑えられるなど、当事者間の公平を害する結果となっているとの指摘がされている。

そこで、現在の市中金利の水準に合わせて、法定利率を引き下げる必要がある。

2 3パーセントとした理由

○ 市中金利の指標には様々なものがあるが、貸金債権の利息を算定する場面ではもちろんのこと、金銭債務の遅延損害金を算定する場面でも、他から金銭を調達するときの利息分が主な損害として想定されることから、法定利率の引下げ幅の検討に当たっては、預金金利などではなく貸出金利の水準を参考すべきである。

また、その際には、法定利率の適用場面は様々であるため、借り手が大企業や中小企業である場合のほか一般消費者である場合の水準も広く考慮に入れる必要がある(注5)。

さらに、法定利率の引下げの際には、遅延損害金の額が低

くなりすぎると債務の不履行を助長する結果となりかねないことや、これまで約120年にわたり年5パーセントで実務運用がされてきたこととのバランスも考慮する必要がある。

改正法案においては、以上の様々な事情を総合的に判断するとともに、簡明な数値とする必要性なども勘案して、法定利率を年3パーセントに引き下げるとしたものである。

3 変動制とした理由

以上の理由から、改正法案においては、法定利率を年3パーセントに引き下げるとしているが、市中金利は今後とも大きく変動する可能性があるため、仮に法定利率を年3パーセントで固定してしまうと、将来、法定利率と市中金利が大きく乖離する事態が生ずるおそれがある。

このような事態への対応は、今後の更なる法改正に委ねることも考えられるが、法定利率の数値は、関係者間の利益対立が先鋭化する事柄であるため、合理的な変動の仕組みを予め法律で定めておき、それに従って機械的に数値を変動させることにより、社会全体として法定利率の予測可能性を高めるのがより適切であると考えられる。

もっとも、市中金利の短期的あるいは微細な変動に連動して法定利率の数値が変動すると、実務的な取扱いが極めて煩雑になり、それに対応するための社会的コストが非常に大きくなるため、変動の頻度は緩やかなものとするのが相当である。

そこで、改正法案においては、金利の一般的動向を示す一定の数値を指標とし、その数値が大きく変動した場合に、法定利率をその変動に合わせて緩やかに上下させる変動制を採用することとした（注6）（注7）。

(注1) 制定時の起草者は、我が国において今の普通の利率は幾らであるかといえば年5分であり、誰でも知っている、いつでも融通す

することができるというのは年5分というのが普通であると発言している。

(注2) 日本銀行が公表する国内銀行の新規・短期(約定期の貸出期間が1年未満のもの)貸付けの貸出約定期平均金利は、平成26年1月分では、1.023パーセントである。

(注3) 中間試案のパブリック・コメントにおいても、利息又は遅延損害金に用いられる法定利率が年5パーセントであるのは高きに失しているとの指摘が日本経済団体連合会、全国銀行協会などから寄せられている。

(注4) 日本銀行公表の統計資料によれば、例えば、平成26年12月時点の、国内銀行の貸出約定期平均金利(新規・短期)は1.023パーセント、信用金庫の約定期平均金利は2.133パーセント、都市銀行の住宅ローン(変動金利)は2.475パーセントなどとなっている。

(注5) 日本銀行の公表する国内銀行の貸出約定期平均金利は近時では約1パーセント程度となっている。しかし、これは銀行が貸主となるものであるから、銀行ではない者が貸主である場合には、その貸出金利はより高利となる(例えば、信用金庫が貸主であるケースは約2パーセントである。)。また、借主が大企業や公共団体である場合には極めて低金利となり、かつ、その額も多額に上るが、平均値にはこのような特殊性のある大口の貸出しも含まれることになる。したがって、借主が中小企業又は一般消費者である場合には貸出約定期平均金利よりも相當に高金利となる。

(注6) 変動制の具体的な内容は、次のとおりである(第404条第3項～第5項)(次頁のシミュレーション参照)。

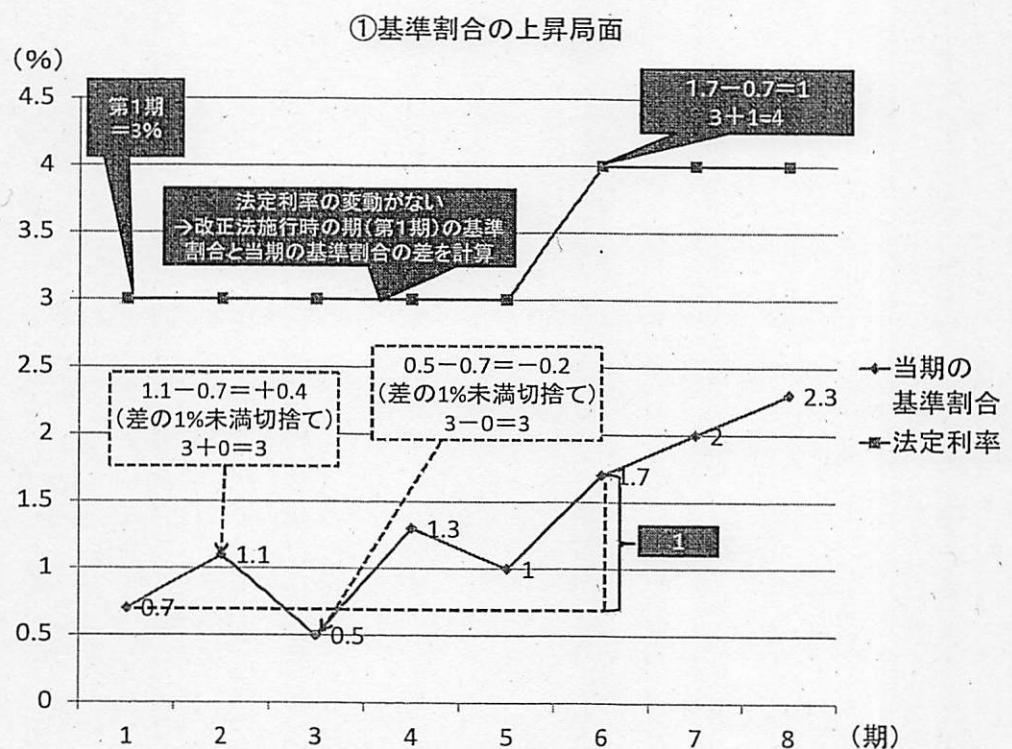
- ① 法定利率は、法務省令で定めるところにより、3年を1期とし、1期ごとに、②以下の基準により変動することとする。
- ② 直近変動期(法定金利に変動があった期のうち直近のものをいう。改正法施行後最初の変動があるまでは、改正法の施行後最初の期をいう。)の基準割合と当期における基準割合との差に相当する割合を、直近変動期における法定利率に加算し、又は減算す

る。ただし、その差が1パーセント未満の端数の場合には、切り捨てる。

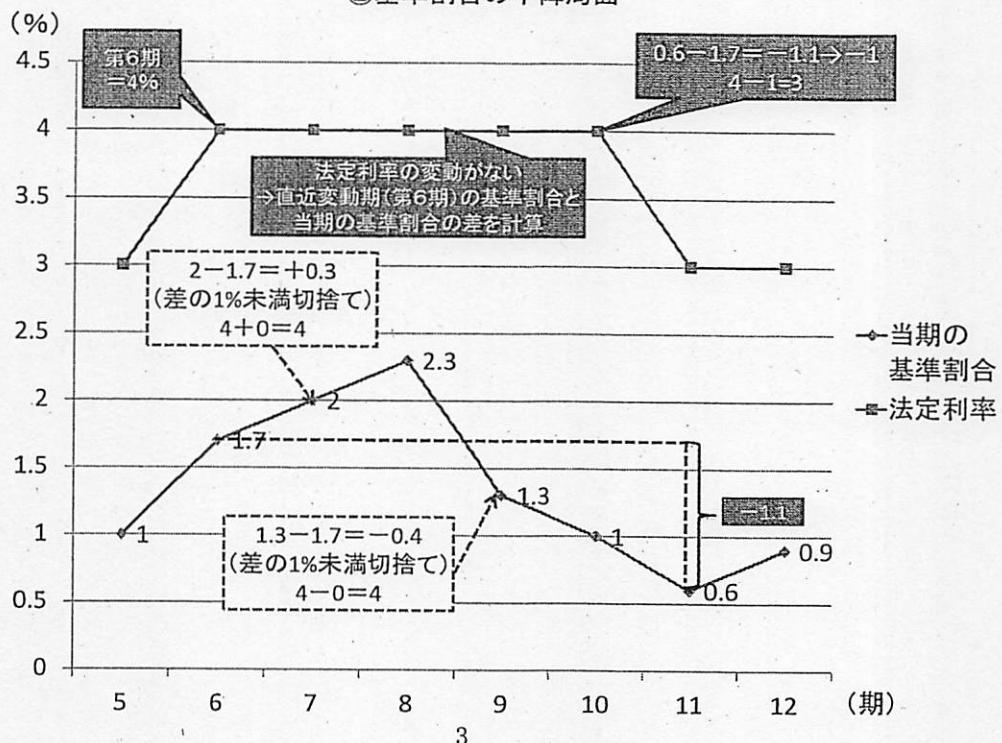
③ 基準割合は、法務省令で定めるところにより、過去5年間（各期の初日の属する年の6年前の年の1月から前々年の12月までの各月）における短期貸付けの平均金利の合計を60で除して計算した割合（0.1パーセント未満の端数は切り捨て）として法務大臣が告示するものをいうものとする。

（注7） 利息については利息が生じた最初の時点における法定利率が常に適用され（第404条第1項），また、遅延損害金については債務者が遅滞の責任を負った最初の時点における法定利率が常に適用される（第419条第1項）。したがって、利息、遅延損害金のそれぞれについて一つの債権ごとに一つの利率に固定され、その債権の存続中に法定利率が変動したとしても、適用される利率に変動は生じない。

【法定利率の変動のシミュレーション】



②基準割合の下降局面



(参照条文)

改 正 案	現 行
(法定利率)	(法定利率)
第四百四条 利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、 <u>その利息が生じた最初の時点における法定利率による。</u>	第四百四条 利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、 <u>年五分とする。</u>
2 法定利率は、 <u>年三パーセントとする</u>	(新設)
3 前項の規定にかかわらず、法定利率は、法務省令で定めるところにより、 <u>三年を一期とし、一期ごとに、次項の規定により変動するものとする。</u>	(新設)
4 各期における法定利率は、この項の規定により法定利率に変動があった期	(新設)

のうち直近のもの（以下この項において「直近変動期」という。）における基準割合と当期における基準割合との差に相当する割合（その割合に一ペーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を直近変動期における法定利率に加算し、又は減算した割合とする。

5 前項に規定する「基準割合」とは、法務省令で定めるところにより、各期の初日の属する年の六年前の年の一月から前々年の十二月までの各月における短期貸付けの平均利率（当該各月において銀行が新たに行った貸付け（貸付期間が一年未満のものに限る。）に係る利率の平均をいう。）の合計を六十で除して計算した割合（その割合に〇・一ペーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）として法務大臣が告示するものをいう。

（新設）

(対大臣・副大臣・政務官)

民事局 作成

5月9日(火) 参・法務委

佐々木 さやか 議員(公明)

9問 法定利率の変更や協議の合意など、国民生活に身近な制度の重要な変更をどのように周知していくか、法務大臣に問う。

[周知の必要性に対する認識]

- 改正法案は、民法のうち債権関係の諸規定を全般的に見直すものであり、国民の日常生活や経済活動に広く影響を与えるものであるから、法律として成立した後は、その見直しの内容を国民に対して十分に周知する必要があると考えている。

[結論：周知方法]

- 具体的な周知方法については、国会における審議の結果や各種関係団体等を含めた国民からの意見も踏まえつつ、今後検討していくが、例えば、全国各地での説明会の開催や、法務省ホームページのより一層の活用、分かりやすい解説の公表などを想定している。
- いずれにせよ、法務省としては、改正法が適切に施行されるよう、国民各層に対して効果的な周知活動を行う所存である。
- なお、委員御指摘の法定利率や消滅時効に関する改正に加え、保証や定型約款等、一般の国民に対して影響が大きい個別のテーマについては、国民生活のうち具体的にどのような場面に影響があるかを踏まえつつ、各テーマ別に周知方法を工夫することが、効果的な周知に当た



つては、肝要であるものと考えられる。

- ・このような観点も含め、効果的な周知活動の在り方にについて関係諸機関（注）とも協力しつつ検討してまいりたい。

（注）弁護士会、裁判所、中小企業団体等

（参考）改正法案附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第三十七条の規定公布の日
- 二 附則第三十三条第三項の規定公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日
- 三 附則第二十一条第二項及び第三項の規定公布の日から起算して二年九月を超えない範囲内において政令で定める日

【責任者：民事局 筒井民事法制管理官 内線 [REDACTED] 携帯電話 [REDACTED]